身体拘束ゼロ宣言

私たちは、身体拘束が人権擁護の観点から問題があるだけではなく、高齢者の QOL (生活の質) を根本から損なう危険性があることを認識し、すべての人の人格が尊重された利用者本位のより良いケアを実現するために、身体拘束ゼロに向けて取り組むことを宣言します。

身体拘束の弊害

1. 身体的弊害:関節の拘縮、筋力低下、食欲の低下

2. 精神的弊害:人間の尊厳の侵害、認知症の進行、家族の罪悪感、職員の士気の低下等

3. 社会的弊害:介護保険施設等に対する社会的な不信・偏見

> 介護保険指定基準御身体拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者(利用者)又は他の利用者(利用者)等の生命 または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者(利用者) の行動を制限する行為を行ってはならない」

身体拘束廃止に向けての5つの方針

- 1. トップが決意し、施設や病院が一丸となって取り組む
- 2. みんなで議論し、共通の意識を持つ
- 3. まず、身体拘束を必要としない状態の実現をめざす
- 4. 事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援態勢を確保する
- 5. 常に代替的な方法を考え、身体拘束するケースは極めて限定的に

身体拘束をせずに行うケア3つの原則

- 1. 身体拘束を誘発する原因を探り、除去する
- 2. 5つの基本的ケアを徹底する
 - ① 起きる
 - ② 食べる
 - ③ 排泄する
 - 4) 清潔にする
 - ⑤ 活動する (アクティビテイ)
- 3. 身体拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現を

平成24年4月1日 いにしえ通所介護事業所